



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 1
- 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（障害保健福祉課） …… 2
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（雇用労政課）… 2

告 示

- 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部適用除外を定める告示の廃止（障害保健福祉課） …………… 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） …………… 5
- 道路の区域の変更（道路管理課） …………… 6
- 県道の供用の開始（道路管理課） …………… 6
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）… 6

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） …………… 6
- 補正予算の公表（財政課） …………… 7

訓 令

- 沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程（医務・国保課） …………… 13

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第64号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

	学校医	日額 20,900	を
	学校医	日額 20,900	
	情報技術嘱託員	日額 9,100	に改める。
	通訳・翻訳嘱託員	日額 12,800	
	教育支援嘱託員	日額 8,700	

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第65号

沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成20年沖縄県条例第37号）の施行期日は、平成21年1月1日とする。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第66号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3 沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

「			マリーンスポーツ科	を
			プログラミング科	
			コールセンター科	
」				
「			プログラミング科	に改める。
」				

第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

（表）

入校願書

年 月 日

職業能力開発校長 殿

ふりがな

氏 名 _____

次のとおり沖縄県立 _____ 職業能力開発校に入校したいので、提出します。

※受験番号	
※ 受 付	年 月 日
	公共職業安定所 能力開発校
(写真欄) (縦4cm×横3cm) 最近6箇月以内に撮影 した脱帽上半身のもの を貼り付けること。	

1	志望科名	第1志望		第2志望		
2	生年月日	昭和 年 月 日生 平成		満 歳	性 別	男 女
3	現住所	〒 _____				

		電話（自宅）	（携帯）	
4	学歴	学校名		卒業（見込み）
		中学校		年
		高等学校		年
		専門学校	科	年
		大学	学部	科（コース）
5	保護者	氏名	本人との続柄	
		現住所	〒	電話（ ） -
※ 安 定 所 記 載 欄	区分 1. 雇用保険受給資格者（指示対象者、推薦対象者） 2. 雇用保険受給予定者（平成 年 月 日退職予定）（指示対象予定者、推薦対象予定者） 3. 雇用対策法対象者（種別 _____） 4. 一般求職者 5. その他（ _____） 求No _____ 支No _____ 職安名（那覇・沖縄・名護・宮古・八重山） 窓口（相1 相2 相3 専援 特援）			

注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 保護者欄は、本人が成年に達している場合は、記入する必要はありません。

裏面もあります（必ずご記入下さい）

（裏）

正確にご記入下さい。

職歴（新しい順に記入して下さい。）			
勤務先名	勤務期間		勤務内容
	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	

		昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
これまでの公共職業訓練施設での受講歴（新しい順に記入して下さい。）			
公共職業訓練施設名	科 名	受 講 期 間	修了年度
			年
			年
			年
			年
免許資格			
志望動機			

第1号様式の2（第6条関係）

入校願書（障害者対象訓練科用）

職業能力開発校長 殿

年 月 日

次のとおり貴校に入校したいので、関係書類を添えて提出します。

志望科名	科		昭和	年 月 日生（ 歳）		
ふりがな 氏 名	-----		男・女	平成		
住 所	〒（ - ）		電話（ ） -			
最終学歴	学校名	科	年 月	卒業、卒業見込、中退		
保 護 者	氏 名	本人との続柄				
	現住所	〒（ - ）		電話（ ） -		
障 害 部 位	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障 害	肢 体 不 自 由		
				上 肢	下 肢	体 幹
				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
	音声言語	心臓機能	じん臓機	呼吸器機	ぼうこう又	小腸機能
						その他

障害の概要	機能障害	障害	能障害	能障害	は直腸の機能障害	障害		
	障害の現症状	固定・治療中 (服薬中も含む)						
	知的障害の現症状							
	障害者手帳	種 別	手 帳 番 号		障害の程度	交付年月日	対 訓 練 象 科	
		身体障害者手帳	都道府県	第 号	級	昭和 平成 年 月 日	OA事務科 製図科	
	療育手帳	都道府県	第 号	級	昭和 平成 年 月 日	販 売 科 実 務 科		
※ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、本校の訓練対象となりません。								
写真貼付 (縦4cm × 横3cm)	職歴 (最終のものから)	勤 務 期 間			勤 務 先 等			
		昭和・平成 年 月 から	昭和・平成 年 月 まで	事業所名 職 務				
		昭和・平成 年 月 から	昭和・平成 年 月 まで	事業所名 職 務				
	安定所記載欄	上記の者は下記条項により公共職業訓練の受講を指示又はあっせんについて協議する。						
指示又はあっせんの根拠								
						年 月 日	公共職業安定所担当官	

- 注 1 該当文字を○で囲むこと。
 2 保護者欄は、本人が成年に達している場合は、記入する必要はありません。
 3 障害部位欄の記入は、障害が重複している場合その箇所に全部○をすること。
 4 公共職業安定所長の指示又はあっせんによる者が提出するときは、公共職業安定所記入欄に当該公共職業安定所担当官の確認を受けること。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第750号

平成12年沖縄県告示第280号（沖縄県福祉のまちづくり条例の一部適用除外）は、平成20年12月31日限り廃止する。ただし、同日以前に那覇市福祉のまちづくり条例（平成20年那覇市条例第3号）第19条の規定により那覇市長に対し事前協議の申出のあった特定生活関連施設については、なお従前の例による。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第751号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成16年沖縄県告示第861号で同意の認定をした糸満加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成20年12月26日から平成21年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 330号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字安里364番1から 那覇市字安里364番まで	43.2m ～ 48.0m	21.4m
新	那覇市字安里364番1から 那覇市字安里364番まで	42.4m ～ 46.5m	21.4m

沖縄県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成20年12月26日から平成21年1月17日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 131号線
- 2 供用開始の区間 八重瀬町字新城1988番1から八重瀬町字新城2027番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月26日

沖縄県告示第754号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 名護市字喜瀬1797番地1ほか84筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成20年12月2日 沖縄県指令土第972号

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成21年1月6日から同月15日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事仲井全輝が代理する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成20年12月19日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

平成20年度沖縄県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に3,236,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ596,479,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 地方交付税		194,745,000	76,578	194,821,578
	1 地方交付税	194,745,000	76,578	194,821,578
9 国庫支出金		150,220,790	1,969,365	152,190,155
	1 国庫負担金	41,883,468	639,900	42,523,368
	2 国庫補助金	106,417,600	1,329,465	107,747,065
12 繰入金		16,819,602	435,000	17,254,602
	2 基金繰入金	16,797,384	435,000	17,232,384
13 繰越金		549,174	417,400	966,574

	1 繰越金	549,174	417,400	966,574
14 諸収入		20,863,087	44,677	20,907,764
	7 雑入	1,947,385	44,677	1,992,062
15 県債		65,897,300	293,100	66,190,400
	1 県債	65,897,300	293,100	66,190,400
歳入合計		593,243,158	3,236,120	596,479,278

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		34,613,226	25,579	34,638,805
	1 総務管理費	16,314,543	9,104	16,323,647
	2 企画費	8,043,579	16,475	8,060,054
3 民生費		76,305,677	759,977	77,065,654
	1 社会福祉費	50,978,892	759,977	51,738,869
4 衛生費		20,222,230	240,048	20,462,278
	1 公衆衛生費	5,917,538	109,402	6,026,940
	2 環境衛生費	1,227,174	130,646	1,357,820
5 労働費		1,928,105	15,694	1,943,799
	1 労政費	1,276,517	15,694	1,292,211
6 農林水産業費		56,955,086	41,314	56,996,400
	1 農業費	9,540,761	34,898	9,575,659
	2 畜産業費	2,875,808	6,416	2,882,224
7 商工費		19,934,908	31,767	19,966,675
	2 工鉱業費	16,534,864	31,767	16,566,631
8 土木費		90,145,710	1,945,463	92,091,173
	1 土木管理費	3,586,977	13,463	3,600,440
	2 道路橋りょう費	33,933,007	441,000	34,374,007

	3 河川海岸費	9,091,419	611,000	9,702,419
	4 港湾費	11,162,456	800,000	11,962,456
	5 都市計画費	18,273,766	80,000	18,353,766
9 警察費		31,020,609	53,550	31,074,159
	1 警察管理費	28,813,366	53,550	28,866,916
10 教育費		151,077,398	122,728	151,200,126
	4 高等学校費	46,551,825	58,724	46,610,549
	5 特別支援学校費	14,296,825	34,426	14,331,251
	6 社会教育費	1,615,385	5,445	1,620,830
	7 保健体育費	1,327,639	6,778	1,334,417
	8 大学費	2,344,724	17,355	2,362,079
歳出合計		593,243,158	3,236,120	596,479,278

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			千円
			2,173,135
	3 農地費		1,492,129
		県営畑地帯総合整備事業	66,000
		県営かんがい排水事業	80,000
		農村総合整備事業	227,366
		集落地域整備事業	66,615
		田園空間整備事業	43,291
		村づくり交付金事業	174,134
		県営一般農道整備事業	260,020
	県営農地保全整備事業	50,729	
	県営ため池等整備事業	384,150	

		団体営ため池等整備事業	19,760
		地すべり対策事業	75,280
		団体営中山間地域総合整備事業	44,784
	5 水産業費		681,006
		広域漁港整備事業	400,000
		地域水産物供給基盤整備事業	137,000
		広域漁場整備事業	144,006
8 土木費			4,200,844
	2 道路橋りょう費		1,280,126
		公共地方道交通円滑化事業	159,722
		公共地方道地域連携事業	542,404
		公共地方道アクセス強化事業	578,000
	3 河川海岸費		225,000
		海岸事業	225,000
	4 港湾費		1,292,718
		港湾改修事業	1,013,727
		みなと振興事業	40,620
		港湾海岸事業	238,371
	7 空港費		1,403,000
		新石垣空港整備事業	1,403,000
10 教育費			28,240
	4 高等学校費		28,240
		学校施設整備補助事業	28,240
合 計			6,402,219

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円

「平和の礎」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	61,659
「沖縄県男女共同参画センター」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	180,786
「沖縄県総合福祉センター」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	226,623
「沖縄県県民の森」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	66,000
「沖縄県平和創造の森公園」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	91,305
「沖縄コンベンションセンター」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	217,812
「万国津梁館」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	214,350
「県営都市公園」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	1,412,403
「県営住宅等」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	751,419
「宜野湾港マリーナ」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	10,494
運 転 免 許 事 業 費	平成21年度	35,000

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			

	千円	千円	千円			
一 般 公 共 事 業	10,073,900	293,100	10,367,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
				(借入時期) 平成20年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
合 計	51,897,300	293,100	52,190,400			

平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(債務負担行為の補正)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為の追加は、
「第1表債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
「宜野湾港マリーナ」指定管理料	平成21年度から 平成23年度まで	千円 155,904

訓 令

沖縄県訓令第46号

福 祉 保 健 部

沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程を次のように定める。

平成20年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程

(設置)

第1条 質の高い大学教育推進プログラム及び大学院教育改革支援プログラムを円滑に実施するため、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）に情報技術嘱託員、通訳・翻訳嘱託員及び教育支援嘱託員（以下「教育改革推進嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 教育改革推進嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 教育改革推進嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮を受けて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行う。

- (1) 情報技術嘱託員 質の高い大学教育推進プログラム及び大学院教育改革支援プログラムに係る情報通信システムの整備、運用、保守等に関すること。
- (2) 通訳・翻訳嘱託員 大学院教育改革支援プログラムに係る国外関係者との連絡調整、国際シンポジウムにおける講演の通訳、大学院教育改革支援プログラム実施報告書の翻訳等に関すること。
- (3) 教育支援嘱託員 質の高い大学教育推進プログラム及び大学院教育改革支援プログラムに係る関係者との連絡調整、広報、シンポジウムの開催に係る準備作業、評価報告書の作成補助等に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 教育改革推進嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する業務に関する知識及び経験を有する者
- (2) その他知事が適当と認める者

2 教育改革推進嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り、更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 教育改革推進嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 教育改革推進嘱託員の勤務場所は、大学とする。ただし、教育支援嘱託員の勤務場所は、大学又は沖縄県立宮古病院内のサテライト教室とする。

2 教育改革推進嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は学長が別に定める。

3 教育改革推進嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。ただし、情報技術嘱託員及び沖縄県立宮古病院内のサテライト教室に勤務する教育支援嘱託員の勤務時間については、学長が別に定める。

(服務)

第7条 教育改革推進嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 教育改革推進嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 教育改革推進嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 教育改革推進嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、教育改革推進嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 教育改革推進嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、教育改革推進嘱託員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円